

牧之原市手数料条例（抜粋）

第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表第3のとおりとする。

別表第3（第2条関係）

区 分		手数料（1件につき）	
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未滿	8,600円
		0.1ha以上0.3ha未滿	22,000円
		0.3ha以上0.6ha未滿	43,000円
		0.6ha以上1.0ha未滿	86,000円
		1.0ha以上3.0ha未滿	130,000円
		3.0ha以上6.0ha未滿	170,000円
		6.0ha以上10.0ha未滿	220,000円
		10.0ha以上	300,000円
	イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未滿	13,000円
		0.1ha以上0.3ha未滿	30,000円
		0.3ha以上0.6ha未滿	65,000円
		0.6ha以上1.0ha未滿	120,000円
		1.0ha以上3.0ha未滿	200,000円
		3.0ha以上6.0ha未滿	270,000円
		6.0ha以上10.0ha未滿	340,000円
		10.0ha以上	480,000円
	ウ その他の目的で行う開発行為	0.1ha未滿	86,000円
		0.1ha以上0.3ha未滿	130,000円
		0.3ha以上0.6ha未滿	190,000円
		0.6ha以上1.0ha未滿	260,000円
		1.0ha以上3.0ha未滿	390,000円
		3.0ha以上6.0ha未滿	510,000円
		6.0ha以上10.0ha未滿	660,000円
		10.0ha以上	870,000円
都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可申請	次に掲げる額を合算した額	ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。	
	ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)	開発行為の種類及び開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の	

		縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積) に応じ開発行為許可申請の項に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額
	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発行為に係る開発行為の種類及び開発区域の面積に応じ開発行為許可申請の項に規定する額
	ウ その他の変更	10,000 円
都市計画法第 41 条第 2 項ただし書 (同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築の許可申請		46,000 円
都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築等の許可申請		26,000 円
都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が 1 ha 未満のものである場合	1,700 円
	イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は、自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が 1 ha 以上のものである場合	2,700 円
	ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合	17,000 円
都市計画法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付		用紙 1 枚につき 470 円